

中小企業の会計基準の考え方に関する一考察

—中小企業版 IFRSとの比較を中心に—

菱沼公嗣

はじめに

- I 我が国における現行の会計基準
 - 1 上場企業の会計基準
 - 2 非上場企業（中小企業）の会計基準
- II 中小企業における新しい会計基準
 - 1 中小企業版 IFRS
 - 2 我が国における新しい会計基準の考え方
 - (1) ASBJ懇談会
 - (2) 中小企業庁中間報告
- III 新しい会計基準の問題点と検討
 - 1 会計基準の問題点
 - 2 一つの解決策の提起

むすびに代えて

はじめに

我が国における上場企業の会計基準は、平成19年(2007)8月の、企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan, 以下「ASBJ」と略す。)¹⁾と国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board, 以下「IASB」と略す。)²⁾とのいわゆる「東京合意」に基づき、平成23年(2011)6月末までに会計基準のコンバージェンスをすることが進められてきた。平成22年(2010)3月からは国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards, 以下「IFRS」と略す。)の任意適用が認められ、平成24年(2012)までに、平成27年(2015)又は28年(2016)からの IFRS の強制適用を判断することとなっていたが、十分な準備期間の必要性等によりその時期は延期される見込みである。

非上場企業である中小企業における国際的な会計基準に関しては、IASBにより平成22年(2009)7月に中小企業向けの IFRS (International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities, 以下「中小企業版 IFRS」と略す。)が公開された。中小企業版 IFRS は、IFRS の原則を簡素化し省略することにより必要な開示数を削減する等、中小企業のニーズと能力に合わせ作られている。

一方、我が国における中小企業の会計基準としては、平成17年(2005)8月に「中小企業の会

(図表1) 会社の分類と適用される会計基準

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約3,900社	国際会計基準の任意適用 日本基準 (連結先行でコンバージェンス)	日本基準
① 金商法開示企業 (上場会社以外)	約1,000社		
② 会社法大企業 (上場会社及び①以外) (資本金5億円、又は、 負債総額200億円以上)	約1万社から上場会社及び ①に含まれるもの数を除く	作成義務なし	日本基準 (簡略化)
③ 上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以 外)	約260万社から上場会社、 ①及び②に含まれるもの 数を除く		中小企業会計指針
			新たな会計基準

出所：非上場企業の会計基準に関する懇談会「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」(平成22年)20頁の表2により作成（一部字句を変えている）。

計に関する指針」(以下「中小企業会計指針」と略す。)が公表された。この中小企業会計指針では、会計参与³⁾が取締役と共同で計算書類を作成すること等による一定水準にある財務諸表の作成を目的としていた。中小企業会計指針はIFRSとのコンバージェンスのため毎年改定が行われていたが、国税庁から、平成22年(2010)4月に「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」が公表され、中小企業に対するIFRSの強制適用は、将来的にも全く想定されていない旨が示された。さらに、ASBJは、平成22年8月に「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」(以下、「ASBJ懇談会」と略す。)を、中小企業庁は、平成22年9月に「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」(以下、「中小企業庁中間報告」と略す。)を公表し、会計基準の国際化を回避と中小企業の身の丈にあった実行可能な会計を目指した。

本稿は、このような中小企業の会計基準の変遷に基づいて、現行の会計基準である中小企業会計指針及び現在公表されている中小企業版IFRS、さらには、ASBJ懇談会や中小企業庁中間報告に基づく新しい会計基準の方向性を念頭に置きながら、中小企業の会計基準の問題点とその在り方について若干の考察を行おうとするものである。なお、本稿で考察の対象としている中小企業とは、従るべき会計基準をもたない会社法上の大会社以外の会社(図表1参照)とする。

本稿での考察対象と問題点は主に次の2点である。

第一に、本稿では、現行の会計基準として中小企業会計指針、新しい基準として中小企業版IFRS⁴⁾、ASBJ懇談会及び中小企業庁中間報告の会計基準による考え方を取り上げるが、IFRSへのコンバージェンスの影響を受けていた中小企業会計指針から、中小企業が身の丈にあった国内のみを想定した会計基準へシフトしようとする結果、利害関係者に対してどのような影響を与えるのか、そして、その会計基準は、利害関係者が経済的・意思決定に際し、より有用な情報を提供することができるのかということを検討しようとするものである。

第二に、ASBJ懇談会、中小企業庁中間報告に示される新しい会計基準は、国際会計基準の影響を遮断又は回避し安定的な会計基準の作成を求めているが、そのような会計基準は会計の意義及び財務会計の目的に照らして適當であるのかどうかを検討する。

考察の具体的対象としては、「潜在的な利害関係者」を取り上げる。新しい会計基準の作成の背景として中小企業においても新しい取引先の開拓及び金融手段の多様化が必要不可欠となっていることが挙げられている。今まで的確な会計情報を与えられなかった潜在的な利害関係者の意思決定に対し、新しい会計基準が有用な会計情報を提供できるのであれば、その会計基準は、財務諸表利用者にとって、より有用な会計基準になり得るからである。

本稿では、新しい会計基準を比較検討することによりその有用性を確認するとともに、一つの解決策の提起を試みるものである。

以下において、Iでは、現行の中小企業における会計基準につき、現行の上場企業における会計基準のそれぞれについて対比しつつ、概観する。

IIでは、中小企業における新しい会計基準の基礎となるであろう中小企業版 IFRS、IASB 懇談会及び中小企業庁中間報告における会計基準の特徴につき、まとめることとする。

IIIでは、国内における中小企業の新しい会計基準になろうとしている ASBJ 懇談会及び中小企業庁中間報告につき、中小企業版 IFRS と比較検討しこれに立脚したうえで、中小企業の会計基準につき一つの解決策を加えるべく論述する。

I 我が国における現行の会計基準

上場企業と非上場企業（中小企業）とでは利害関係者や経理体制等に違いがあり、それにより財務諸表の作成目的が異なっている。そこで、現行の会計制度においてその違いがどのように表れているかをみていくこととする。

1 上場企業の会計基準

① 上場企業の会計基準の経緯

従来、我が国においては、商法⁵⁾と金融商品取引法⁶⁾と法人税法によるいわゆる「トライアングル体制」がとられてきた。債権者保護を目的とした商法、投資家保護を目的とした証券取引法、課税の公平を目的とした法人税法が密接に絡み合ったトライアングル体制は、企業や投資家のグローバル化により財務諸表の国際的な比較可能性が求められた結果、崩壊に向かっている。

また、平成 19 年(2007)8 月の ASBJ と IASB とのいわゆる「東京合意」に基づき、平成 23 年(2011)6 月末までに国内の会計基準との IFRS のコンバージェンスが進められている。

② 上場企業の会計基準の目的

我が国の会計基準としては、前述の通り、配当可能限度額による株主や債権者保護を目的とした会社法、投資家保護のために情報提供を目的とした会社法、そして課税所得計算を通して課税

の公平を目的とした法人税法がある。前者二つの会計基準が広い利害関係者を想定しているのに對し、法人税法は税務署等に限られた少数の利害関係者に対する情報提供を目的としている。

③ 対象会社

上場企業の会計基準の対象会社は、証券取引法の提供を受ける会社等、及び、商法に規定する大会社等に該当し公認会計士又は監査法人による監査を受ける会社となる。

④ 上場企業の会計基準の考え方

我が国の会計基準は、会計実務の慣習として発達したものうち妥当と考えられるものを取りまとめる帰納的アプローチであるボトムアップ・アプローチに基づいていた。しかしながら、会計ビッグバン及びIFRSのコンバージェンスにより、概念フレームワークによる理論的枠組みを作成し、会計基準を導く演繹的アプローチであるトップダウン・アプローチへと少しずつ変わつていった。そして利害関係者として投資家がより重要なポジションを占めるようになってきたことにより、従来の取得原価主義に基づく収益費用アプローチから、時価主義に基づく資産負債アプローチへと会計基準も変わってきている。これは、財務諸表の作成目的が、業績利益から企業価値へと変わってきたといえる。

さらに平成22年(2010)3月からは連結財務諸表におけるIFRSの任意適用が認められており、我が国においても、比較可能性、資産負債アプローチ、トップダウン・アプローチ等の特徴をもつものへと会計基準は変わろうとしている。

結果として、投資家保護のため企業価値を表す財務諸表により、業績利益である課税所得を導かなければならず、税務会計と企業会計の割離という問題も生じている。

2 非上場企業（中小企業）の会計基準

次に、現行の中小企業における会計基準である中小企業会計指針について上場企業のそれと対比しながら概観する。

① 中小企業会計指針作成の経緯

中小企業会計指針作成当時の商法においては、すべての会社は計算書類の作成が義務付けられており、その作成は「公正なる会計慣行」によるものとされていた。公開会社は証券取引法（金融商品取引法）により、企業会計審議会（ASBJ）による企業会計の基準が適用され、非公開会社のうち商法（会社法）に規定する大会社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」と略す。）⁷⁾による公認会計士の監査の導入により公開会社と同様の基準により財務諸表は作られた。しかし、会社法上の中小会社においては、何が「公正なる会計慣行」に該当するのかは明確に定められていなかった。当時の中小企業は、需要の停滞と資金調達という大きな

問題を抱えており、新規の取引先の開拓及び資金調達先の多様化等のため、自らの経営状況を適時明らかにしていく必要があった。中小企業においても、適切な会計基準に基づくディスクロージャーにより利害関係者から信頼を得ることが一層重要となっていたのである。そのため、会計の質の向上を必要とする中小企業の会計基準として、平成14年(2002)6月に「中小企業の会計に関する研究会報告書」(以下「中小企業研究会報告書」と略す。)が中小企業庁から、平成14年12月に「中小会社会計基準」が日本税理士会連合会から、平成15年(2003)6月に「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」が日本公認会計士協会から発表された。中小企業会計指針は、これら三つの報告を統合するものである⁸⁾。

② 中小企業会計指針の目的

中小企業においても、より多くの利害関係者から信頼を得ることができる財務諸表の作成の必要性が増し、適切な会計に基づいたディスクロージャーが必要となってきている。中小企業会計指針は、そのような中小企業のために、中小企業が財務諸表の作成にあたって拠るべき会計処理や注記等を示すとともに、財務諸表の一定水準の信頼性を保つため、会計参与が取締役と共同して財務諸表を作成する場合において、拠るべき会計の在り方を示すものである⁹⁾とされる。

③ 対象会社

金融商品取引法の適用を受ける会社等、又は、会社法上の大会社等に該当し、公認会計士又は監査法人による監査を受ける会社以外の株式会社及び有限会社、合資会社、合名会社が対象となっている。

④ 中小企業会計指針の考え方

企業が提供する財務諸表は、投資家の経済的意意思決定や、利害関係者間の利害調整の役割を期待して作成されている。中小企業においても、新規取引先の開拓や資金調達先の多様化等によりこの役割は増大する。中小企業会計指針では「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、会社の規模に関係なく会計基準が適用されるべき」¹⁰⁾であるとされた。その一方で「しかしながら、投資家をはじめ会計情報の利用者が限られる中小企業において、投資の意思決定に対する役立ちを重視する会計基準を一律に強制適用することが、コスト・ベネフィットの観点から必ずしも適切とは言えない場合がある。そこでは、配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる。また、中小企業においては、会計情報を適時・正確に作成することにより、経営者自らが会社の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きいと考えられる。本指針では、その点も考慮して、中小企業が拠ることが望ましい会計処理のあり方を示している」¹¹⁾とされ、大企業と同様の会計処理による会計情報の信頼性を保ちながらも、コスト・ベネフィットとの関係や中小企業の現在の利害関係者や経営管理での利用等にも配慮した現実的レベルの対応がなされている。

中小企業会計指針は、これまで法人税法の規定に従っていた中小企業の財務諸表を新しい利害関係者にディスクローズできるように、信頼性を高めるために作成されたということができよう。その信頼性の確保のため、会計参与制度による財務諸表の作成と、経済実態が同じであれば会計処理も同じになるという考え方に基づき、我が国における上場企業と同じ会計処理を目指した。そして当時それは、ボトムアップ・アプローチであり、かつ、取得原価主義に基づく収益費用アプローチであったのである。

しかし、上場企業の会計基準は、IFRSとのコンバージェンスにより毎年のように改定され、それにともない間接的に中小企業会計指針も毎年改定された。その結果、中小企業会計指針は、トップダウン・アプローチ、時価主義に基づく資産負債アプローチをも加味されたものと変わつていった。そして実際の中小企業においては、新しい会計基準に対する会計処理能力の不足と人員不足等の理由もあり、中小企業会計指針はあまり普及してこなかった。

II 中小企業における新しい会計基準

1 中小企業版 IFRS

① 中小企業における財務諸表の国際比較の必要性

中小企業における国際比較できる財務諸表の必要性の理由として、中小企業版 IFRSにおいては、(1) 銀行は海外での融資や営業において、融資や金利等の条件の決定に財務諸表から信頼性を得ること、(2) 企業は、売買取引前に、海外の取引先の財務健全性を評価すること、(3) 格付機関や金融機関等は、海外でも財務諸表に基づく一律評価をしようとしていること、(4) 多くの中小企業は海外に取引先があり、長期的取引関係が可能か確認するため取引先の財務諸表を利用するここと、(5) ベンチャーキャピタル企業は、海外の中小企業に資金を提供すること、(6) 多くの中小企業には、経営に関与しない外部投資家が存在し、これらの投資家にとって一般目的財務諸表作成のための国際的会計基準との比較可能性は、海外にいるとき、又は、他の中小企業に興味があるとき非常に重要な意味をもつこと、の6点が挙げられている。

以上のことから、中小企業においても、その企業活動や投資家の情報として国際的な財務諸表の比較可能性が必要とされており、そのために中小企業版 IFRS が作られたといえよう。

② 中小企業版 IFRS の公表

平成 21 年 (2009) 7 月、IASB により中小企業版 IFRS が公表された。

中小企業版 IFRS は、中小企業のニーズと能力に合わせて作られた約 230 頁程度の基準書であり、資産、負債、収益及び費用の認識と測定に関する IFRS の原則の多くは簡素化され、中小企業に関連しない項目の省略、必要な開示数の大幅削減を行っているとともに、厳格な中小企業の

共通の会計基準を求めていた先進国と新興国の双方からの強い国際的な要求に対応している。また、財務諸表の作成負担を減らすため改定は3年に1回とされている¹²⁾。

③ 中小企業版 IFRS における中小企業の定義及び目的

中小企業版 IFRSにおいて、中小企業とは、公的な会計責任がなく外部利用者に一般目的の財務諸表を公表している企業をいう¹³⁾。また、中小企業における財務諸表の目的は、特定の情報ニーズを満たす財務諸表を作るよう要求する立場にない多くの外部利用者¹⁴⁾が行う経済的意意思決定に役立つ当該企業の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローについて情報を提供することである¹⁵⁾。そして財務諸表の質的特性として、理解可能性、目的適合性、重要性、信頼性、実質優先、慎重性、完全性、比較可能性、適時性、費用対効果のバランス、の10項目を挙げている¹⁶⁾。

④ 中小企業版 IFRS の特徴

中小企業版 IFRS の大きな特徴として、(1) 会計の利用者における比較可能性の向上、(2) 中小企業の会計における全体的な信頼性の強化、(3) 国内の会計基準の維持による多額のコスト削減の3点が挙げられる。また、中小企業版 IFRS は、IFRS が要求される公開資本市場への上場を準備中の成長企業のためのプラットフォームとしても役立てることができる¹⁷⁾とともに、中小企業版 IFRS は、IFRS とは切り離されており IFRS を採用していない国においても使用することができます。さらに、各国ごとにこの基準を使用すべき企業を決めることができ¹⁸⁾、法人税の計算においては、中小企業版 IFRS により計算された損益を課税所得の出発点として用いることが可能であり、それは各国において容易に開発し調整ができる¹⁹⁾とされている。

中小企業版 IFRS は、中小企業向けに IFRS を簡易化・省略等したものではあるが、その目的は IFRS と同じく利害関係者に対する有用な会計情報の提供にあり、その作成においても、IFRS 同様に比較可能性、資産負債アプローチ、トップダウン・アプローチ等を採用している。

つまり、中小企業版 IFRS においても、IFRS 同様に、フレームワークに基づくトップダウン・アプローチで会計基準が作成され、また、経営者の恣意性を排除できる期首と期末の資本の変動という業績指標を重視することにより、信頼性を確保しているということができよう。

2 我が国における新しい会計基準の考え方

(1) ASBJ 懇談会²⁰⁾

① ASBJ 懇談会設置の趣旨

ASBJ 懇談会設置の趣旨は、「非上場会社においては、資金調達などの事業活動の態様や財務諸表に対する関係者のニーズが上場会社とは異なって」²¹⁾おり、「日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避すべき又は最小限にとどめるべきなどの意見を踏まえ、非上場会社の実態、特性を踏まえた会計基準の在り方について幅広く検討する」²²⁾こととさ

れ、「我が国の非上場会社の多様性にも配慮し、我が国経済の成長や企業活力の強化に資するという観点も考慮に入れて検討」²³⁾するとされている。

② 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方

1) 非上場会社の現状認識

ASBJ懇談会においては、非上場企業の現状認識として次の3点を挙げている。

第一に、法人税申告会社260万社のうち、上場企業が約3,900社であることから、そのほとんどが非上場会社といえること。非上場会社のうち、金融商品取引法による監査対象となる約1,000社、会計監査義務のある会社法上の大会社約1万社があり、それ以外は幅広い構成をもつ中小企業が占めている。そのため、会計基準の検討においては、これらの多様性の考慮が必要であること²⁴⁾。第二に、中小企業の財務諸表の利用者については、少数の株主、金融機関、取引先、税務当局等に限られていること²⁵⁾。第三に中小企業の経理実態についてであるが、中小企業は記帳を十分に行うことができず、税理士等に委託することも多く、経理担当者の会計の知識や人員体制が十分ではないことも多いこと²⁶⁾。

2) 中小企業の会計基準に関する基本的な考え方

A 財務諸表の目的

一般に財務諸表は、利害関係者に対し企業の経営成績や財政状態を伝える役割、すなわち会計情報の提供という重要な役割がある。利害関係者は、財務諸表により経営責任を評価するとともに、財政状態を知ることができ、また、経営者は、財務諸表により経営に関する意思決定を行うことができる。さらに、財務諸表は、財産の分配可能額や、税額の計算にも用いられる。中小企業は、少数の株主、金融機関、取引先、税務当局などに利害関係者が限定される場合が多く、また、経営者による自社の財産及び経営状況の把握のための利用が重視される。したがって、上場企業のような将来のキャッシュ・フローの予測よりも保守的な会計処理が行われ、配当制限や税額計算など利害調整が、より重要視されると考えられる²⁷⁾。

B 中小企業の会計基準の検討に必要とされる基本的な視点

中小企業に適用される会計基準や指針は、中小企業の特性を踏まえ、中小企業の活性化、日本経済の成長の観点から取りまとめる必要があると考えられる。つまり、経営者が自社の財産及び経営の状況の把握に役立てることが重要であり、経営者が容易に理解でき、事務負担が最小限であり、簡素で安定するものであることを指向する必要があると考えられる²⁸⁾。

C 法人税法との関係

現行の確定決算主義に基づく法人税法の取扱いに配慮しつつ、適切な利益計算の観点から会計基準の在り方を検討することが適当である²⁹⁾。

D 國際会計基準との関係

中小企業に適用される会計基準又は指針を安定的なものにするため、海外進出や上場を視野に

入れている会社を除き、国際会計基準の影響を受けないようにするべきである³⁰⁾。

3) ASBJ懇談会における会計基準

中小企業に関する会計基準、指針の取扱い方として、大きく以下の2点に集約している。

一つは、会計参与設置会社等を対象にした現在の中小企業会計指針は見直しせず、他に、中小企業を対象にした新たな会計基準、指針を設定することである。

「中小企業の成長に資する観点から、中小企業の実態に即した別個の会計基準又は指針の新たな策定が必要」³¹⁾であり、その作成に関しては、中小企業関係者の総意となるようボトムアップ・アプローチにより中小企業の実態に合ったものにする必要がある。つまり、税法を主とした会計処理で、企業の会計慣行に則したものである必要があると考えられる。

もう一つは、中小企業会計指針の見直しで対応する方法である。中小企業会計指針はすでに会計参与設置会社や上場を目指す会社等において有用に利用されており、そもそも、会計参与設置会社等以外の中小企業の使用も想定して作成されている。そのため、中小企業会計指針の用語や会計基準の適用の方法の利用ガイド等によって分かりやすくすることにより中小企業に対応可能であり、複数の会計基準や指針は利用者が混乱する恐れがある³²⁾。

以上の結果から、基本的なスタンスとして、「中小企業の活性化、ひいては日本経済の成長に資するという観点から、作成を行うこととする。また、適用される会計指針については、国際基準の影響を受けず安定的なものにする」³³⁾ということが決められた。

ASBJ懇談会では、具体的な対応策として次の2点を挙げている。

一つは、「会社法上の大会社以外の会社」を区分し、その区分より、中小企業会計指針とは別の会計指針を作成することである。その会計指針の内容として以下のものが考えられている³⁴⁾。

- ・中小企業の実態に即し、中小企業の経営者に容易に理解されるものとする。
- ・国際基準の影響を受けないものとする。
- ・法人税法に従った処理に配慮するとともに、会社法第431条に定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当するよう留意する。
- ・新たに設ける会計指針の作成主体は、中小企業庁の研究会の動向も踏まえて、今回の報告書公表後、関係者にて検討する。

もう一つは、現在の中小企業会計指針の見直しについてである³⁵⁾。

- ・平易な表現に改める等、企業経営者等にとっても利用しやすいものとする。
- ・会計参与が拠るべきものとして一定の水準を引き続き確保するものとする。
- ・会社法上の大会社以外の会社すべてを新たに設ける会計指針と現在の中小指針でカバーするために、現在の中小指針を適用する会社群については、中小指針の見直し時に、新たに設ける会計指針の適用される範囲と整合性のとれるものとする。

(2) 中小企業庁中間報告

① 中小企業の会計に関する研究会設置の趣旨

中小企業の会計に関する研究会設置の趣旨として、会計制度は、「近年、国境を越えて行われる投資家の投資活動や企業の資金調達の増大に伴い、財務諸表の国際的な比較可能性を向上させる動きが進展している」³⁶⁾とされ、「上場企業の会計制度について、IFRSへのコンバージェンスが進展する中で、非上場企業の会計制度のあり方についても十分な検討が行われることが必要である。非上場企業、特にその大半を占める中小企業については、上場企業とは異なる実態を考慮することが重要となる」³⁷⁾とされている。その具体例としては、中小企業は、(1) 会計情報の開示先が、取引先・金融機関・同族株主・税務当局等に限定され、(2) 会計の知識・人員体制が十分でなく、(3) 資本市場において外部投資家から資本調達を行うことはほとんどなく、(4) 法人税法との調和した会計処理が要請されること、が挙げられる。

「会計制度の国際化の流れの中で、中小企業の実態に即した会計のあり方について検討を行うため」³⁸⁾中小企業の会計に関する研究会は設置された。

② 非上場会社の会計基準に関する基本的な考え方

1) 中小企業の現状認識

中小企業庁中間報告においては、中小企業の現状認識として次の4点を挙げている。

第一に、その資金調達の方法についてであり、資本市場からの資金調達はほとんどなく、金融機関からの借り入れが中心である他、代表者・親族・知人からの借り入れ等による方法もあるが、第三者への株式の発行や起債によることは少ないと³⁹⁾、第二に、利害関係者についてであり、主要な株主が取締役といった所有と経営が一致する同族会社がほとんどであり、株式の譲渡には制限が付され、第三者に自由に譲渡・流通はされない。財務諸表の利用者は、金融機関・主要取引先・株主・従業員・信用調査機関等に限られていること、第三に、会計処理の方法についてであり、商取引や会計実務の歴史的経緯を基礎とし、取得原価主義に基づき、確定決算主義による税務申告が財務諸表作成の目的となっている。そのため、税法に基づく会計処理が行われていること⁴⁰⁾、第四に、経理体制についてであり、経理担当の人員が少なく、経営者・従業員の会計の知識も十分でないため、高度な会計処理に対応できていない⁴¹⁾ことである。

つまり、中小企業は資金調達方法や利害関係者が限定的であり、税法による取得原価主義に基づく財務諸表が、少ない人員等によって作成されているという現状が存在するのである。

2) 中小企業の会計基準に関する基本的な考え方

A 法人税法との関係

企業における会計処理と法人税法における処理との乖離の増大に伴い、中小企業において確定決算主義の維持が困難となると、事務負担の増大を招くこととなる。中小企業における会計基準

と法人税法の会計処理の親和性を保ち、確定決算主義の維持が必要である⁴²⁾。

B 国際会計基準との関係

IFRSとのコンバージェンスにより中小企業会計指針も間接的にIFRSの影響を受けてきた。国際的な投資家に対する比較可能性を目的としたIFRSを、多大な事務コストを要して中小企業に適用する意義は乏しいため現実的でなく、国内制度として安定性、会計慣行の定着性、会計慣行としての妥当性により判断する必要がある⁴³⁾。

C 会計帳簿の信頼性

内部統制や外部監査がない中小企業においては、その経営の確実性を示すには、適時、整然かつ明瞭、正確かつ網羅的に記帳することにより、会計帳簿の信頼性を確保する⁴⁴⁾。

つまり、中小企業庁中間報告においては、会計帳簿の適切な記帳により財務諸表の信頼性を得ようとしている。

3) 中小企業の会計基準又は指針についての考え方

中小企業の会計に関する基本的な考え方は「中小企業の成長に資するものであるべきという視点を議論の出発点とすることが重要である」⁴⁵⁾とされている。

また、上場企業とは資金調達先、利害関係者の範囲、経理体制が異なるため、IFRSを中小企業に適用する必要性は乏しいとされ、「中小企業における会計処理の方法は、中小企業の経営者が理解し、それを活用した結果、自社の経営状況を適切に把握し、経営に役立て、資金調達先の多様化、資金調達の円滑化や取引先の拡大を目指すことができるという点が重要である」⁴⁶⁾とされている。さらに、法的枠組みの問題から、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に該当する会計処理である必要⁴⁷⁾があるとされた。

また、中小企業の新たな会計基準は、以下の4点を踏まえ基本方針とすべきであるとされた。

(1) 経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、「経営者に役立つ会計」、(2) 金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係者と繋がる会計」、(3) 実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、「実務に配慮した会計」、(4) 中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、「実行可能な会計」、とされている⁴⁸⁾。

また、取りまとめにおける基本方針とすべき事項として、「① 中小企業が会計実務の中で慣習として行っている会計処理（法人税法・企業会計原則に基づくものを含む。）のうち、会社法の『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』と言えるものを整理する。② 企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの（企業会計基準や中小指針の適用も当然に認められるもの）とする。③ 中小企業の経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたものとする。④ 記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。」⁴⁹⁾の4点が挙げられている。

さらに、「新たに会計処理のあり方を示すものは、その改定作業は数年に一度にとどめ、安定

的なものとすべきである。また、今後、コンバージェンスが進むことが見込まれる企業会計基準とは、一線を画して、取りまとめ及び改訂作業を行うべきである。すなわち、まずは、IFRSへのコンバージェンスを行った企業会計基準で行われる会計処理が、国内制度として安定的に運用されているか、中小企業が行う会計慣行として定着しているか、中小企業の会計慣行として妥当なものかを見極めることが必要であ」⁵⁰⁾り、そして、取りまとめの方法として、「企業会計基準をベースに、それを簡素化するアプローチ（トップダウン・アプローチ）ではなく、対象とする中小企業の属性を検討し、取得原価主義、企業会計原則等を踏まえつつ、積み上げ方式で策定するアプローチ（ボトムアップ・アプローチ）を探るべきである」⁵¹⁾とされている。

III 新しい会計基準の問題点と検討

1 会計基準の問題点

現行の会計基準から新しい会計基準への変遷をみてきた結果、現行の会計基準には次のような問題点が存在することがわかった。

中小企業における現行の会計基準である中小企業会計指針は、トップダウン・アプローチによるIFRSへのコンバージェンスの影響を間接的に受けしてきた。その結果、中小企業が対象とする利害関係者、税法基準による会計処理、それほど高くない会計知識・経理能力等という中小企業の実態とかけ離れた基準となっていき、中小企業会計指針は当初想定されていたほどは利用されなかった。中小企業研究会報告書が作成される以前の中小企業経営者には、ディスクロージャーの意識は薄く、主として税務を目的とした会計情報の作成が行われていた。しかしながら、景気の低迷、ニーズの多様化、下請取引の構造変化等に起因する中小企業の事業環境の変化により、中小企業は、新たな取引先の開拓及び資金調達先の多様化が必要となってきており、そのためには、会計情報のディスクロージャーの必要があることから、如何に信頼を得られる会計情報を提供できるかというところから会計基準の作成がスタートしている⁵²⁾。

中小企業会計指針における会計基準の方針は、(1) 会社の規模に関係なく、取引の経済実態が同じであれば会計処理も同じになることにより、投資家の意思決定や利害関係者の利害調整に役立つ会計情報を提供すること、(2) 課税所得の計算等への役割として、費用対効果の関係から会計基準の一律の強制は適切ではないこと、(3) 経営者が経営状態を把握し、経営管理できるよう経営情報を適時・正確に作成すること⁵³⁾にあった。会計基準の一律適用はないにしろ、同じ取引であれば上場企業と同じ会計処理が求められた結果、毎年のように大企業におけるIFRSとのコンバージェンスが行われるとそれに会計処理を合わせるために間接的に中小企業会計指針においても改定が行われたのである。さらに、一定水準の会計情報の確保という点から、会計参与と取締役による共同の財務諸表の作成を前提としていた。

これに対し、中小企業庁中間報告では、中小企業の実態として、(1) 資本市場での資金調達はほとんどなく金融機関による資金調達を中心としていること、(2) 金融機関、取引先、株主、従業員等、利害関係者に該当するものは限定的であること、(3) 取得原価主義及び法人税法基準での会計処理がされていること、(4) 経営者等の会計の知識及び人員が不十分であり経理体制ができていないこと⁵⁴⁾が挙げられている。また、ASBJ懇談会では、その実態として(1) 中小企業は幅広い構成となっているという多様性、(2) 財務諸表の利用者がごく少数の株主、金融機関、取引先、税務当局等に限定、(3) 経理担当者の会計の知識、人員が十分ではなく、高度な会計処理である税効果会計等は行われていないといったこと⁵⁵⁾が挙げられている。

中小企業会計指針は、これまで特に明確な会計基準をもたなかつた中小企業が事業環境の変化により新たな利害関係者となるであろう新規の取引先・金融機関へ信頼できる会計情報を提供する必要に迫られ作られた。しかしながら、信頼できる会計情報を提供するため間接的にではあるが IFRS とのコンバージェンスの影響を大企業と同じように毎年受けてしまい、中小企業にとっては高度な会計の知識が必要となった。さらに、財務諸表の作成は会計参与と取締役が共同で行うという前提に立っているため、中小企業会計指針に従うには、結果として新たな経理コストが発生してしまうこととなってしまった。

このような実質的に会計基準をもたないままの中小企業ではあったが、新しい中小企業の会計基準として、国際的には中小企業版 IFRS が公表された。その後、国内においては ASBJ 懇談会と中小企業庁中間報告が公表されるとともに、国税庁からグローバルスタンダードとしての IFRS の導入について「国際会計基準（IFRS）に関する誤解」が公表され、中小企業に対する IFRS の強制適用は将来的にも全く想定されていない旨が示された。

以上のような流れから、新しい会計基準の方向性は二つが考えられる。一つは、中小企業版 IFRS による国際会計基準の導入であり、もう一つは国内のみでの利用を想定した ASBJ 懇談会もしくは中小企業庁中間報告による会計基準の導入である（次頁図表 2 参照）。

中小企業会計指針が、経済実態が同じであれば会計処理は同じとなる前提に立ち、中小企業においても大企業の取引全般を覆う広い会計知識が必要とされ、毎年のように会計基準が改定されたのに対し、中小企業版 IFRS は、IFRS の簡易版の立場に立ち、中小企業に関連しない項目の排除とともに、一部の会計処理も簡略化している。そして、IFRS 同様に、その比較可能性等により国際的な金融市场をも含んだあらゆる利害関係者に通用する会計基準となるであろう。

他方、ASBJ 懇談会もしくは中小企業庁中間報告による会計基準の特徴としては、より現実的に普及できるように中小企業の身の丈にあったボトムアップ・アプローチの会計基準を目指している点である。新しい会計基準はその作成に關し、国際会計基準の影響を遮断又は回避し、日本の中小企業を想定した独自の安定した会計基準を目指している。そして経営情報として利用できるよう、中小企業経営者にも容易に理解でき、確定決算主義との関係から法人税法に従った処理に配慮するとともに、現行の中小企業会計指針に關しては平易な表現に改め、会計参与又は的確な会計帳簿の記帳によって一定の水準は確保する⁵⁶⁾としている。つまり、現在の法人税法を中

(図表2) 会計基準の比較

区分	我が国の現行会計基準		新しい会計基準		
	金商品法・会社法・法人税法	中小企業会計指針	中小企業版 IFRS	ASBJ懇談会	中小企業庁中間報告
作成者	金融庁・法務省・国税庁	中小企業庁	IASB	ASBJ	中小企業庁
財務諸表	収益費用アプローチに資産負債アプローチを加味	収益費用アプローチに資産負債アプローチを加味	資産負債アプローチ	収益費用アプローチ	
会計基準の作成	帰納的アプローチによるボトムアップ・アプローチに演繹的アプローチによるトップダウン・アプローチを加味	帰納的アプローチによるボトムアップ・アプローチに演繹的アプローチによるトップダウン・アプローチを加味	演繹的アプローチによるトップダウン・アプローチ	帰納的アプローチによるボトムアップ・アプローチ	
メリット	法律に基づく会計処理と法定監査による信頼性の確保	大会社と同じ会計処理と会計参与による信頼性の確保	国際的に通用する	国内の中小企業の利害関係者・経理能力等を考慮	
デメリット	毎年改定されることにより高い会計知識の必要性と法定監査のコスト増	毎年改定されることにより高い会計知識が必要	現在の国内の中小企業より広い利害関係者を想定し、高い会計知識が必要	国際的に通用しない	
IFRS	コンバージェンス	間接的にコンバージェンス	簡易省略版	影響を受けず安定的	遮断又は回避
信頼性	法定監査	会計参与の設置	経営者の恣意性の排除	会計参与の設置	記帳の重要性

心とした確定決算に基づく中小企業の会計処理を基礎としながら、経営者等にわかりやすいように改めるとともに、会計参与等により財務諸表の信頼性の確保を行おうとしているのである。

この二つの会計基準の大きな方向性の違いは、中小企業版 IFRS がトップダウン・アプローチにより多かれ少なかれ IFRS 等大企業の会計基準の影響を受けるのに対し、ASBJ 懇談会及び中小企業庁中間報告による会計基準はボトムダウン・アプローチにより IFRS の影響は受けないというところに表れているといえよう。そしてその違いは、中小企業の利害関係者をグローバルな観点でみるのか、国内における現在の利害関係者を中心とした観点でみるのかにより生じているものといえる。

また、国税庁の「国際会計基準（IFRS）に関する誤解」においても IFRS の強制適用は将来的にも全く想定されていないと公表されたように、我が国が選ぼうとしている中小企業の会計基準は、後者のボトムダウン・アプローチである、ASBJ 懇談会及び中小企業庁中間報告によるものであるということができる。

2 一つの解決策の提起

以上により、中小企業における会計基準の最近の動向を確認することができた。しかしながらその問題点として、次の二つが挙げられる。第一に、ASBJ 懇談会及び中小企業庁中間報告の会計基準に従って作成された財務諸表が、その財務諸表利用者が経済的意思決定をしようとする場

合に、従来の会計基準や中小企業版 IFRS よりも有用な情報を提供するものになり得るのかという点である。

第二に、国際会計基準の影響を受けない安定した会計基準の作成でよいのかという点である。

① 有用な情報の提供

まず、第一の、ASBJ 懇談会及び中小企業庁中間報告の会計基準に従って作成された財務諸表により利害関係者が経済的意意思決定をしようとするときに、その財務諸表は、従来の会計基準で作成された財務諸表よりも、より有用な情報を提供するものになり得るのかという点である。

そもそも財務会計の目的は、利害関係者に対して、(1) 受託責任を明らかにすること、(2) 財の分配をすること、(3) 合理的意意思決定のための会計情報を提供することにあると考えられる。この場合における利害関係者としては、経営者、税務当局、金融機関、取引先、投資家等が想定されよう。現在の中小企業会計指針は、IFRS からのトップダウン・アプローチを加味することにより、大企業の会計基準の影響を受けることによって毎年改定されている。それに対し、新しい会計基準は中小企業における負担を考え、実務における会計慣行を考慮するとともに数年単位で改定を行うといった中小企業の実態に合わせたボトムアップ・アプローチが採用される。このことからも国内の利害関係者が中小企業の実態を知るには、より理解しやすいものになるということがいえるであろう。

ASBJ 懇談会及び中小企業庁中間報告による会計基準では、「身の丈に合った会計」として潜在的な利害関係者として国内における利害関係者のみを想定している。国際会計基準の影響を受けない会計基準の作成により、国内における利害関係者に対し、国内の中小企業の経営状態を表しやすく、かつ、中小企業にとって簡単な会計処理で済むと思われる。結果として、受託説明責任、財の分配及び意意思決定情報の提供といった上記三つの目的は、より容易に達成することができるだろう。

このボトムアップ・アプローチによる ASBJ 懇談会及び中小企業庁中間報告の会計基準により、国内における潜在的利害関係者をも含めて、国内のみで活動している利害関係者にとって、より利用しやすい会計基準となり得るということができる。

もともと中小企業会計指針の作成時の主旨は、新たな取引先及び金融取引の多様化、つまり潜在的な利害関係者に対応するためであった。海外市場に対する重要性もさらに増してきており、元請の海外生産等に伴い海外へ進出せざるをえなくなる中小企業も増加していくことが考えられよう。そのような場合において、その企業がグローバルスタンダードとなる会計基準である中小企業版 IFRS を採用しているならば、現地において取引先を確保するとともに現地の金融機関との金融取引も行える可能性は高くなるであろう。

しかしながら、新しい国内の会計基準の作成に際し、財務諸表の作成者である中小企業が、ボトムアップ方式を採用することにより、利害関係者として「現在の中小企業の限定的な利害関係者のみ」を想定し、一方的に「国内のみ」に限定してしまったことにより、潜在的な利害関係者

への情報提供という意味においても中小企業会計指針から大きく後退してしまったといえよう。さらに、「海外取引をしている企業は少数である」、「上場を目指している会社は対象としていない」という会計基準の前提条件により、積極的に事業展開をしようとする海外進出企業やベンチャー企業に該当するような中小企業にとっては、中小企業版 IFRS 等の会計基準を独自に研究し利用しなければならず、このような会計知識や経理コスト等を考えると、これらの中小企業の成長・発展の可能性を阻害してしまっているといえよう。

また、中小企業版 IFRS における国際比較の必要性でいわれている「多くの中小企業は海外に取引先があり」や、「多くの中小企業には、経営に関与しない外部投資家が存在」といったことからも、既に世界においては、日本よりも中小企業のグローバル化が進んでいることがわかる。

また、企業は海外進出に限らず国内においても、金融取引の多様化により、外国から直接国内の中小企業への出資や融資を受けることも増えてくるであろう。逆に、国内の投資家が海外の中小企業に出資することも考えられる。多くの企業が資金繰りに苦労するなか、特にベンチャー企業に対する投資に関する考え方において、我が国の投資家は非常に消極的であり、より率先的な世界の投資家に会計情報を提供することによって資金調達を行うことも、中小企業版 IFRS であればできよう。国内企業の海外進出等に限らず、日本で活動しようとする外国の中小企業に関しても、さらに国内投資家による海外の中小企業への投資に関しても、国際的な会計基準でなく日本独自の会計基準を採用すると、日本市場及び海外市場へ参入する際の大きな障壁となる可能性がある。

これは、「身の丈に合った会計」として ASBI 懇談会及び中小企業庁中間報告が設定した「身の丈」が、実際の中小企業の「身の丈」に比してあまりにも低く設定された結果、会計基準が中小企業の発展・成長の妨げとなってしまっているとも考えられる。

中小企業の利害関係者は限定的であるということを前提に ASBI 懇談会及び中小企業庁中間報告による会計基準の作成が始まっている。しかし、それは、日本の税務基準を主にして、会計参与も設置されていない中小企業が作成した財務諸表では、その中小企業を実際に知り得ることができる利害関係者、つまり限定的な利害関係者でなければその会計情報を利用することができなかつたという点に原因があるといえる。その結果、財務会計の目的である(3)合理的意思決定のための会計情報の提供において、潜在的利害関係者に対し、意思決定のための会計情報の提供がなされていないという問題が起こるのである。

以上のような理由で、我が国における新しい会計基準に関しては、国際的な会計基準である中小企業版 IFRS によるほうが望ましいと考えられる。しかしながら、経理能力の不足、人員不足がいわれている我が国の中小企業においては、その作成した財務諸表の信頼性の面からも、会計参与の設置された中小企業で作成された財務諸表である必要がある。それにより、国内外の中小企業及び投資家等をも含めたすべての利害関係者にとって、そして日本経済にとっても有用な会計情報の提供が可能となるであろう。

② 国際会計基準の影響

次に、第二の問題点である、国際会計基準の影響を受けない会計基準でよいのかという点である。

新井清光教授は会計の目的について、「経済主体を構成する者およびそれと重要な利害関係をもつ者の意思または要求によって決まるから、会計の目的および内容は、結局、当該経済主体の構成員および利害関係者の意思または要求によってきまるうことになる。」⁵⁷⁾とし、「こうした経済主体の構成員および利害関係者の意思または要求は、時代と環境の変化に応じて常に変わるものであるから、結局、会計の目的も時代と共に変化し、したがってまた会計の内容そのものも変化していく。つまり、会計は歴史的・可変的な性格をもっているものである」⁵⁸⁾と述べている。このことからも、そもそも変更を想定していない会計基準の作成は、歴史的・可変的性格をもつ会計の目的として、適正であるとはいえないであろう。

大企業に想定されている会計基準をすべて中小企業に応用しようとした中小企業会計指針は、費用対効果の関係もあり、現実の中小企業への導入という点ではうまくいかなかった。しかしながら、ASBJ懇談会及び中小企業庁中間報告による会計基準は、実際の中小企業における経理能力やコストの面を強調しすぎるあまり、利害関係者への会計情報の提供という会計の本来の目的を疎かにしてしまっているといえるのではなかろうか。

現在、中小企業においては税法基準を主とした会計基準が採用されているが、これは申告漏れ等による税に関するペナルティーを避けるため必要に迫られ採用されているということがいえよう。非常に複雑な法人税法を主とした会計基準を適用している中小企業が、中小企業会計指針を「難解である」という理由により採用しないことには疑問が残る。このような税法基準を中心とした新しい会計基準の作成では、国際的な利害関係者にとって有用な会計情報を提供することはできず、国内のみに通用する会計基準を中小企業に採用させることは、国内外の中小企業及びその利害関係者にとって大きな不利益を被ることとなるであろう。

むすびに代えて

以上において、中小企業の会計基準の在り方につき、財務諸表の目的に基づき考察をした。

中小企業の会計基準について、現行の中小企業会計指針及び中小企業版 IFRS と新しい ASBJ 懇談会及び中小企業庁中間報告とを比較すると、大きく分けて、前者がトップダウン・アプローチであるのに対し、後者はボトムアップ・アプローチであるという違いがあった。これは、前者の会計基準は、毎年のように改訂されるとともに、経理担当者の知識や人員が十分でないため中小企業の身の丈に合った会計ではなく普及しないという問題があり、ボトムアップ・アプローチによることにより、中小企業の限定的な利害関係者に、より有用な会計情報を提供できると考えられたからである。

しかしながら、潜在的な利害関係者をも含めた財務諸表利用者に対して、より有用な情報を提

供するためには、国際的な会計基準による会計情報の提供が必要であり、それにより企業間、産業間、法域間及び資本市場間における財務諸表の比較可能性が向上するであろう。そのためには、新しい会計基準である中小企業版 IFRS による財務諸表を作成することが望ましいと考える。

但し、中小企業は、経理の知識や人員等において十分な経理体制を持ち合わせていないため、作成された財務諸表に一定の信頼性を保つためにも、会計参与の設置により財務諸表を作成することが必要であろう。よって、トップダウン・アプローチである中小企業版 IFRS により、会計参与設置会社における財務諸表の作成が最良のものといえる。

最後のまとめとして、IFRS による国際的な会計基準の統一化が行われている中での、新しい中小企業の会計基準の普及方法について若干言及しておきたい。

中小企業会計指針は複雑なためあまり普及できなかつたといわれているが、現在の国内における中小企業は、複雑な税務基準を主とした会計処理が行われている。税務には申告漏れ等によるペナルティーが課せられることが、複雑な税務基準が中小企業に普及している理由であろう。しかしながら、会計基準の不適用につきペナルティーを課すまでもなく、新しい会計基準の適用をしている中小企業に対し政府の 100% 保証による融資等を行えるようすれば、新しい会計基準は瞬く間に国内の中小企業に浸透することができるであろう。そして国内において中小企業版 IFRS を普及させることは、国内の中小企業の成長・発展におおいに役立つであろう。

企業や投資家、そして、あらゆる財務諸表利用者にとって、国際的な会計基準の統一は、財務諸表の比較可能性を高め、迅速な経営判断や投資判断を可能とするようになる。そして、統一された会計基準の策定により、財務諸表の作成者も、利用者も、今まで以上に、早く正確な財務諸表を作り、そしてそれを利用することができるようになるであろう。

本稿で取り上げた中小企業における会計基準を踏まえて、様々な企業に適用できる会計基準に策定するための理論検討をさらに重ねたいと思う。

本稿では、主に潜在的な利害関係者を中心に会計基準を検討した結果、会計基準と税務基準の乖離問題に関して言及することができなかつた。上場企業も含めて税務基準をどうしていくのかに関しては、今後の研究課題としたい。

以上を通して、中小企業における会計基準の在り方を考えるうえで一助となれば幸いである。

[注]

- 1) ASBJ とは、平成 13 年 (2001) に発足し、金融資本市場の国際的競争力の維持・向上を図るために会計基準の開発に取り組むとともに、国際的な会計基準とのコンバージェンスを進めており、また、IASB に対し意見を発信する等、国際的な会計基準の開発にも貢献している。
- 2) IASB とは、会計基準設定機関であり IFRS の設定を行っている。会計基準の開発及びプロジェクト計画の策定とその実行等を行っている。
- 3) 会計参与は、公認会計士等が取締役と共同で計算書類の作成等をし、中小企業の財務諸表に対する信頼性を高めるための制度である。
- 4) 中小企業版 IFRS は既に公表・利用されており、国際的にみれば現行の会計基準ではあるが、我が国に

中小企業の会計基準の考え方に関する一考察（菱沼）

おける会計基準からみた場合、IASB 懇談会等とともに今後採用され得る新しい基準であるため、新しい会計基準に分類している。

- 5) 現「会社法」。
- 6) 現「金融商品取引法」。
- 7) 現在は「会社法」に盛り込まれている。
- 8) 日本税理士会連合会・日本会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会『中小企業の会計に関する指針』(平成 17 年) 1 頁参照。
- 9) 同、1-2 頁参照。 10) 同、3 頁。 11) 同。
- 12) IASB (a), *International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities Press Release* (平成 22 年) 1 頁参照。
- 13) IASB (b), *International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities* (平成 22 年) par. 1.2 参照。
- 14) 外部利用者として次の者が想定されている。金融機関、信用や価格決定のため財務諸表を利用する取引先、格付けのため財務諸表を利用する信用格付機関等、取引を決定するため財務諸表を利用する顧客、経営者以外の株主。
- 15) IASB (b), *op. cit.*, par. 2.2。 16) IASB (b), *ibid.*, par. 2.4-14 参照。 17) IASB (a), *op. cit.*, 1 頁参照。
- 18) IASB (a), *ibid.*, 1 頁参照。
- 19) IASB, *International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities Basis for Conclusions* (平成 22 年) BC. 51。
- 20) ASBJ 懇談会においては、非上場会社が対象となっているが、本稿ではこのうち会社法に規定する中小会社のみについて言及している。
- 21) 非上場企業の会計基準に関する懇談会『非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書』(平成 22 年) 1 頁。
- 22) 同、1 頁。 23) 同、1 頁。 24) 同、12 頁参照。 25) 同。 26) 同。
- 27) 同、13 頁参照。 28) 同、13-14 頁参照。 29) 同、14 頁参照。 30) 同。 31) 同、17 頁。
- 32) 同、17 頁参照。 33) 同、17-18 頁。 34) 同、8 頁。 35) 同、18 頁。
- 36) 中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会 中間報告」中小企業庁 (平成 22 年) 3 頁。
- 37) 同、3-4 頁。 38) 同、4 頁。 39) 同、5-6 頁。 40) 同、6-7 頁。 41) 同、7 頁。
- 42) 同、30 頁参照。 43) 同、29-30 頁参照。 44) 同、30-31 頁参照。 45) 同、22 頁。
- 46) 同、22 頁。 47) 同、22 頁参照。 48) 同、22-23 頁。 49) 同、35 頁。 50) 同、36 頁。
- 51) 同、37 頁。
- 52) 中小企業の会計に関する研究会『中小企業の会計に関する研究会 報告書』中小企業庁 (平成 14 年) 1-4 頁参照。
- 53) 中小企業の会計に関する研究会・前掲(注 36) 3 頁参照。
- 54) 中小企業の会計に関する研究会・前掲(注 52) 5-7 頁参照。
- 55) 非上場企業の会計基準に関する懇談会・前掲(注 21) 12 頁参照。
- 56) 同、18 頁、中小企業の会計に関する研究会・前掲(注 36) 29-33 頁参照。
- 57) 新井清光『新版 財務会計論』(中央経済社、第 7 版、平成 17 年) 1 頁。
- 58) 同、1-2 頁。

〔参考文献〕

IASB, *International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities* (2010)

———, *International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities Basis for Conclusions* (2010)

———, *International Financial Reporting Standard for Small and Medium-sized Entities Press Release* (2010)

中小企業の会計に関する研究会「中小企業の会計に関する研究会 中間報告」中小企業庁（平成 22 年）
——「中小企業の会計に関する研究会 報告書」中小企業庁（平成 14 年）
非上場企業の会計基準に関する懇談会「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」（平成 22 年）
日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」（平成 17 年）
河崎照行『『中小企業会計』の新展開——『中小企業の会計に関する研究会・中間報告書』の概要——』税経通信第 66 卷第 1 号（平成 21 年）
大日方隆「会計機能から見た会計基準の論点」企業会計第 63 卷第 1 号（平成 22 年）
宮城 勉「中小企業の健全な発展に向けた会計のあり方」企業会計第 63 卷第 1 号（平成 22 年）
上西左大信「中小企業会計の今後の展望」企業会計第 63 卷第 1 号（平成 22 年）
間島進吾「IFRS 導入の意義と課題」企業会計第 61 卷第 8 号（平成 21 年）
古川康信「IFRS 導入の実務上の課題とメリット——監査人の視点から」企業会計第 61 卷第 8 号（平成 21 年）
山田辰己「会計基準の国際的統一の意義と課題」企業会計第 61 卷第 8 号（平成 21 年）
岩崎 修「国際財務報告基準の採用のメリットと課題」會計第 176 卷第 5 号（平成 21 年）
斎藤静樹「会計基準作りの基準と会計研究」會計第 179 卷第 1 号（平成 23 年）
辻山栄子「会計基準の国際化と会計基準のメタ・ルール」會計第 179 卷第 1 号（平成 23 年）
藤川義雄「中小企業向け IFRS の概要と特徴」京都学園大学経営学部論集第 20 卷第 2 号（平成 23 年）
新井清光『新版 財務会計論』（中央経済社，第 7 版，平成 17 年）
——『現代会計学』（中央経済社，第 10 版，平成 21 年）
桜井久勝『財務会計講義』（中央経済社，第 10 版，平成 21 年）
森川八洲男『体系 財務諸表論』（中央経済社，第 2 版，平成 20 年）